|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　　目 | 概　　　　　　　　　　要 | 適否 | 基　　　準 |
| 外部より見通しできない設備 | 脱衣室・浴室・便所その他入浴者が直接利用する場合 |  |  |
| 各個室概要 | 個室数 | 室 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |  |  | 個室の数は５室以上 |
| 出入口扉の窓 |  | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |  | 適当な位置に窓をつけ、内部を見通せ、扉には鍵をつけない。 |
| 換　気 | 有効面積 | ｍ２ | ｍ２ | ｍ２ | ｍ２ | ｍ２ | ｍ２ |  | 外気に面した開閉のできる窓またはこれに代わる換気装置 |
| 換気面積 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |
| 採　光 | 有効面積 | ｍ２ | ｍ２ | ｍ２ | ｍ２ | ｍ２ | ｍ２ |  |  |
| 照　明 |  | ｗヶ | ｗヶ | ｗヶ | ｗヶ | ｗヶ | ｗヶ |  | 床面において１５０LX以上廊下は７５LX以上 |
| 天井の高さ |  | ｍ | ｍ | ｍ | ｍ | ｍ | ｍ |  |  |
| 個室の面積 |  | ｍ２ | ｍ２ | ｍ２ | ｍ２ | ｍ２ | ｍ２ |  | 個室の面積は９．９ｍ２以上 |
| 給湯給水 | バルブシャワー | ヶヶ | ヶヶ | ヶヶ | ヶヶ | ヶヶ | ヶヶ |  | コックまたはシャワーを設ける。温水・冷水は充分に補給浴槽水は、適温維持給水栓の間隔０．７ｍ以上湯および水を十分に供給する。 |
| 飲料水設備 | カラン | ヶ | ヶ | ヶ | ヶ | ヶ | ヶ |  | 脱衣室または浴室内に飲料水を供給する設備を１ヶ所以上設け飲料水である旨表示 |
| 表　示 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |  |
| 便　所 | 構　造 | 汲取　・　水洗 | 箇　数 | 男 | 　　　　　　　　　　ヶ |  | 入浴者用便所は男女別に設ける。流水式手洗い設置。１５０LX以上。 |
| 手洗い | 有 ・ 無 | 女 | ヶ |
| 防　湿（材質等） | 洗場の床 |  | 排水溝・下水溝 |  |  | 浴室は水滴の落下を防ぐ構造または設備にする。洗場の床、浴槽・浴室の内壁で床から１ｍまでの部分、排水溝、下水溝、下水だめは耐水性材料。 |
| 浴　槽 |  | 浴場内壁 |  |
| 保管設備 | 衣類入れ | 男 | 　　　　　　　ヶ | 下足入 | 男 | 　　　　　ヶ |  | 脱衣室には衣類入れ、入口には履物入れ下足場300Lx以上 |
| 女 | 　　　　　　　ヶ | 女 | 　　　　　ヶ |
| 汚水処理 | １．洗場の傾斜 | 有　・　無 |  | 汚水が停滞しないように傾斜をつけ、ふたをする。 |
| ２．排水溝のふた | 有　・　無 |
| ３．下水溝のふた | 有　・　無 |
| その他 | 脱衣室、浴室、便所その他入浴者が直接利用する場合は、常に清潔に保ち、毎月１回以上消毒（ねずみ、昆虫の駆除を含む）することとし、脱衣室には、畳むしろその他これに類する敷物を敷かないこと。 |  |  |
| 風紀の基準 | 従業者に風紀を乱すおそれのある服装、行為をさせないこと。入浴者に風紀を乱しまたはおそれのある行為をさせないこと。個室には、同時に２人以上の入浴者を入浴させないこと。風紀を乱すおそれのある文章、絵画、写真、物品をおかないこと。 |  |  |

構造設備の概要（公衆浴場の設置及び衛生等に関する基準を定める条例第５条第１号）個室を設け、熱気または蒸気等を使用する設備を有するもの